

第 5 期 かすかべフードセレクション認定品 募集要項

1 趣旨

本市の優れた食品を「かすかべフードセレクション」として認定し、本市の地域経済の活性化及び地域イメージの向上を図ることを目的とするもので、今回の募集で第5期を迎えます。第5期は従来の「加工食品」のジャンルに加え、「飲食店メニュー」のジャンルを増やして募集します。対象商品の幅が大きく広がる「第5期かすかべフードセレクション」に是非、ご応募ください。

2 募集内容

(1) 認定対象

下記のいずれかに該当する必要があります。

- ・市内で製造し、加工し、又は調理される食品
- ・市外で製造され、又は加工される食品のうち市内で生産された農産物等が活用されている食品

(2) 対象品目

ジャンル	種類
加工食品	一次加工食品(酒類、みそ、しょうゆ、植物油、漬物など) 二次加工食品(パン類、マヨネーズ、ソースなど) 三次加工食品(菓子類、嗜好飲料など) 数次加工食品(冷凍食品、包装食品、レトルト食品、調理済み・半調理済み食品など)
飲食店メニュー	一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、うどん・そば店、すし店、喫茶店、居酒屋その他これらに類する飲食店におけるメニュー

(3) 申請資格

下記の両方を満たす必要があります。

- ・認定対象品の製造、加工又は販売を行い、市内に事業所を有するか、市内で活動している事業者・団体などであること
- ・保健所の食品営業許可又はこれらに類するものを有し、生産物賠償責任保険等に加入していること
- ・商品の製造・加工・販売などで関係法令を遵守していること
- ・商品の安全・品質管理を徹底する体制が整えられ、それを消費者に保証できること

3 申込み方法

(1) 申請期間

令和 7 年 8 月 1 日(金)～9 月 12 日(金) 8 時 30 分～17 時 15 分 土日祝を除く

(2) 提出書類

[市公式ホームページ](https://www.city.kasukabe.lg.jp/sumiyosa_miryoku/kanko/kasukabedekau_taberu/1/17168.html)(https://www.city.kasukabe.lg.jp/sumiyosa_miryoku/kanko/kasukabedekau_taberu/1/17168.html)掲載の「申請書類チェックシート」を確認のうえ、所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、観光振興課宛にメールでご提出ください。

なお、メールの件名は、「(申請するジャンル名(加工食品または飲食店メニュー))店舗名」として送信してください。

送信後に、必ず送信された旨の電話連絡を観光振興課あてをお願いします。

【メールアドレス】 kanko@city.kasukabe.lg.jp

【電話番号】 048-736-1129

※「加工食品ジャンル」で申請する場合のメールの件名は、「(加工食品)〇〇〇」です。

(3) プレゼンテーション試食審査について

① プレゼンテーション

・申請食品に関するプレゼンテーションを行っていただきます。

② 試食審査

・審査員が申請食品を試食します。

各ジャンルの審査概要は下記をご覧ください。

	加工食品	飲食店メニュー
時期	①、②:10月31日(金)	①:10月31日(金) ②:10月～11月頃
場所	①、②:市が指定する市内公共施設 ※①、②を同日同会場で実施します	①:市が指定する市内公共施設 ②:申請者店舗 ※①、②は別日に実施します。
備考	審査用試食品をもって会場にお越しください。会場には、電子レンジ、オーブン、冷蔵庫、コンロ、シンクの設備がございますので、ご自由にお使いください。	②に関しては、市が指定する日時に、審査員が申請者店舗に伺いますので、申請食品1食分をご用意ください。

〈留意事項〉

- ① 1事業者一品の申請となります。ただし、市内事業者の連携等によるコラボレーション商品を申請する場合は別枠とします。
- ② 味や形の違う複数の食品を1品として申請することはできません。
- ③ 申請品は第三者の権利を侵害しないものに限り(著作権、特許権、意匠権、商標権等)。
- ④ 第2期～第4期まで連続で認定されている認定品は申請することはできません。
- ⑤ かすかべフードセレクション殿堂入り食品として認定されている食品は申請することはできません。
- ⑥ 加工食品、飲食店メニューともに、プレゼンテーション審査と試食審査の両方が必須となります。
- ⑦ 申請費用は無料です(申請食品の試食代も今回は市が負担します)。
- ⑧ 審査結果に対する個別のお問い合わせにはお答えできません。

4 認定方法

書類審査およびプレゼンテーション試食審査により決定します。

5 審査基準

以下の基準により審査を行い、認定品の決定を行います。

項目	内容
地域性	春日部産の農産物等を活用している、春日部を連想させるものか など
優位性	味が優れている
独自性	独自の製法、販売方法などのこだわりによって商品価値を高めているか SNS 等での投稿に映え、発信したくなるような外観を有しているか など
継続性	継続して製造・加工され又は販売されている実績があるか など
その他	表彰歴があるか など

※詳細は、かすかベフードセレクション認定要綱をご参照ください。

6 審査結果

認定の可否については、令和 7 年12月頃に申請者宛に通知します。

7 認定期間

令和 8 年 4 月 1 日(水)～令和 13 年 3 月 31 日(月)

※10年間連続で認定されると「殿堂入り食品」となります。

8 認定までの流れ

項目	日程
募集開始	令和 7 年 8 月 1 日(金)
募集終了	令和 7 年 9 月12日(金)
プレゼンテーション試食審査	令和 7 年 10 月～11月頃
認定結果内定	令和 7 年 12月(予定)
発表	令和 8 年 1 月下旬(予定)
認定証交付	令和 8 年 3 月下旬(予定)

※募集後、状況によってはスケジュールの一部を変更する可能性があります。

9 認定の特典

・「かすかベフードセレクション」認定マークをシールまたは印刷で、
認定品やメニュー表、店頭表示などで掲示できます。



かすかベフードセレクション認定マーク

- ・店頭に「かすかベフードセレクション」ののぼり(市が提供)を掲げることができます。
- ・認定品は、市が代表する食品として、市の発行する広報物、市公式ホームページ、SNS などの媒体により、全国に向けて情報発信します。
- ・大型商業施設での販売フェアなどを紹介します。

10 注意事項

認定後、認定商品の特性や催事主催者の意向により、一律に扱えないことがあります。

11 問合せ先

〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1

春日部市 環境経済部 観光振興課

電話番号:048-736-1129

メール:kanko@city.kasukabe.lg.jp